

財経第205号
平成17年10月3日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

株式会社 生命保険協会
経理部 会
部会長 梅原 真

企業会計基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準(案)」、
企業会計基準適用指針公開草案第8号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」(公開草案)に対する
意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年7月29日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

(別紙)

企業会計基準委員会「『事業分離等に関する会計基準（案）』及び『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）』」に対する意見

○適用指針 96 項

適用指針 96 項に記載された、受取対価としての「現金等の財産」の定義は、「結合当事企業の株主」に係る会計処理全般においても準用されると考えられるため、「用語の定義」に記載するなど、その旨を明確化していただきたい。

○適用指針 9 項、329 項

いわゆる三角合併については、適用指針 329 項（結論の背景）に記載のとおり、実質的に結合企業の親会社と他の企業との企業結合であるため、当該親会社と当該他の企業との企業結合とみなす考え方は、「取得と持分の結合の識別」のみならず、「結合当事企業の会計処理」ならびに「結合当事企業の株主に係る会計処理」においても適用されるものと考えられるため、その旨を明確化していただきたい。

○会計基準 26 項（23 項を準用）、適用指針 106 項

以下の点から修文をしていただきたい。

- ・適用指針 106 項は、受取対価が現金等の財産と分離先企業（子会社以外）の株式である場合の会計処理を規定しており、「移転事業の純資産額」と「現金等の財産の時価」との差額を、株式の「取得原価」としている。（なお、現金等の財産が移転事業の純資産額を超える場合は、株式の取得減価はゼロ）

しかしながら、適用指針 106 項が参照項目とする会計基準 26 項（分離先が子・関連会社以外）では、株式の取得原価は「時価」に基づき算定することとなっているため、その記載内容について整合性を図る必要があると考えられる。

○会計基準 47 項、適用指針 280 項

会計基準 47 項及び適用指針 280 項に記載の「『金融商品に係る会計基準』に準じて処理する」とは、具体的には、会計基準 131 項（結論の背景）に記述される実務に準じ、受取対価中の結合後企業の株式は残存部分として扱う趣旨であると理解できるが、設例を設けるなどによりその内容を明確化していただきたい。

○会計基準 52 項、適用指針 290 項

企業会計基準適用指針公開草案第 10 号「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」28 項には、「『配当財産が金銭以外の場合』の受取側の会計処理は「事業分離等に関する会計基準（案）」で示している」との記載があるが、会計基準 52 項及び適用指針 290 項が当該内容を示した項目と考えられるが、良いか確認したい。

会計基準 52 項では、株主が現金以外の財産の分配を受けた場合は、原則として、株式との交換とみなし、被結合企業の株主に係る会計処理に準じた会計処理を求めている。しかしながら、剰余金処分による分配については、一律に株式との交換とみなすべきでない場面、すなわち現金配当と同様の処理（資本の払戻に当たるのか投資成果の分配に当たるのかを判断したうえでの処理）をすることが望ましい場面も想定されるため、この旨を明確化いただきたい。

なお、現金以外の財産の分配に対して金銭分配請求権を行使し金銭の交付を受けた場合には、現金配当を受けたものとして処理することと解釈してよいかを確認したい。

以 上